

# 「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」改訂の概要

- 災害時、被災市町村においては、応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備しておく必要があり、そのための受援計画をなるべく負担を少なく策定できるよう、計画のひな型も含めた手引きを令和2年4月に作成。
- 今回、本手引きにおいて、以下のとおり受援シートや受援体制整備のための参考事例を追加するなど内容の充実を図る改訂を実施。

## 主な改訂項目

### 1. 受援シート（受援対象業務）の追加 【P46、P47、P54、P55】

- ・本手引きで取り扱う受援対象業務について、これまでの5業務（避難所運営、罹災証明書の交付等）に加え、「支援物資に係る業務」及び「被災者支援・相談業務」の2業務を追加し、受援シートのひな形も拡充。

### 2. 受援体制整備のための参考事例の追加 【P60～P68】

- ・市町村が、受援体制整備を行うにあたって、手がかりや参考となるよう、災害発生時の対応・経験事例や受援体制整備のための取組事例を追加。

### 3. 応援職員等の受入れに関する基本的な流れの再整理 【P17、P18、P31、P35、P36】

- ・災害対策基本法の改正（R3.5）により、同法第67条等の規定に基づく応援の要求が、災害が発生するおそれがある段階からできるようになったことも踏まえ、応援職員等の受入れに関する基本的な流れを再整理。

### 4. 新型コロナウイルス感染症に係る留意事項の追加 【P15、P16、P19、P20】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生が続く状況下での応援職員等の受入れについて、これまでの都道府県への通知等を基に、留意すべき事項を手引きへ追加。